

新座駅北口 土地区画整理だより



No. 26

発行
新座駅北口土地区画整理事務所
新座市野火止五丁目4番28号
TEL 048-487-8380
令和4年5月



区8-4号線 道路築造完成写真

令和4年度の 事業内容が決まりました

令和4年度の新座駅北口土地区画整理事業特別会計予算は、新座市議会3月定例会で可決され、9億7千704万5千円となりました。本市においては、財政非常事態宣言（令和2年10月）を発出していましたが、当該宣言を令和3年度末をもって解除いたしました。今年度は、区画道路築造工事、ライフライン布設工事、道路等設計業務、建物等移転補償、などの事業を実施して参ります（下図の令和4年度工事及び設計予定箇所図参照）。皆様には多大なご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年度の事業予定

- 雨水管布設工事（83m）
（令和4年10月～令和5年3月）
- 上水道管布設工事（262m）
（令和4年6月～令和4年9月）
- 都市ガス管布設工事（84m）
（令和4年4月～令和4年10月）
- 区画道路築造工事（629m）
（令和4年6月～令和5年3月）
- 建物等移転補償（14棟）

★★★令和3年度は、
このような事業を行いました★★★

| | |
|-------------|--------|
| 《工事》 | |
| ・雨水浸透トレンチ工事 | 138.6m |
| ・雨水管布設工事 | 344.2m |
| ・上水道管布設工事 | 81.6m |
| ・都市ガス管布設工事 | 209.7m |
| ・污水管布設工事 | 512.0m |
| ・区画道路築造工事 | 230.9m |
| 《補償》 | |
| ・建物等移転補償 | （4棟） |

令和4年度 工事及び設計等予定箇所図



令和4年4月1日の市の組織機構改革にともない、本事業を担当する部の名称が、
（旧）都市整備部
↓
（新）まちづくり未来部
と変更になりました。宜しくお願いします。

～区画整理事務所よりお知らせ～

審議会委員の紹介及び報告

令和4年2月28日付けで土地区画整理審議会委員の交代がありました。同委員は地権者の代表と学識経験者により構成されており、このうち学識経験委員に左記の通り変更がありましたので、お知らせします。

(新任) 鈴木 秀一委員
(退任) 白井 忠雄委員

前審議会委員の白井様におかれましては、当地区の学識経験委員として、事業の推進にご尽力を賜りありがとうございました。

また、大変悲しいお知らせですが、本年1月に本審議会委員である内田勇蔵様が御逝去されました。内田様におかれましては、審議会発足時より副会長としてご尽力いただき、多大なるご協力をいただきました。ここに内田様の御冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、敬意と感謝の意を申し上げます。

副会長が不在のため、第34回新座駅北口土地区画整理審議会において副会長の選任を行いました。委員の方の互選により、新たに、土岐田幸雄委員が副会長に決まりました。

(副会長) 土岐田 幸雄委員

なお、審議会委員の定員につきましては、次の審議会選挙(令和6年9月27日任期)まで、このままで参りますので宜しく願います。



第34回新座駅北口土地区画整理審議会 写真

～評価員の選任(変更)について～

本事業の評価員である法務人育央評価員から辞任の申出を受けたことに伴い、評価員に欠員が生じたため、新たな評価員を選任し、第34回新座駅北口土地区画整理審議会において同意を得ましたので任命しました。

(新任) 堀口 剛 氏 不動産鑑定士

前評価員の法務人様におかれましては、当地区の評価員として事業にご尽力を賜りありがとうございました。

○ 評価員とは

土地区画整理法第65条の規定に基づき、地方公共団体が施行する土地区画整理事業の場合、事業ごとに土地又は建築物の評価について経験を有するもの3人以上を審議会の同意を得て、選任することとされています。

○ 評価員の役割とは

評価員は以下の事項について施行者(市)に対して意見を述べる事ができる。

- ・ 土地区画整理事業の土地及び土地について存する権利の価額の評価について
- ・ 清算金の指数の単価について
- ・ 保留地の単価について

区画整理事務所への届け出について

○ 建築行為等を行う場合には、許可が必要です。

区画整理施行区域内において、権利者の皆様、土地の形質の変更、建築物や工作物の新築、改築又は増築、移動の容易でない物件(5トン以上)の設置やたい積を行う場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。事業を円滑に進めるため事業の障害となる建築行為等を抑制する必要があることから定められているものです。

○ 解体・撤去工事に関する届け出について

区画整理施行区域内において、建築物や工作物等の解体・撤去工事を行う場合、着手前のおおよそ2週間前までに「解体・撤去工事着手届」を、完了後には「解体・撤去工事完了届」を提出してください。

～令和4年4月1日付で新座駅北口土地区画整理事務所職員の人事異動がありました～

【新任】 専門員 井澤 正則 (財政部施設営繕課長から)
【新任】 技師補 石黒 文哉 (新規採用)
【異動】 専門員 上村 勇治 (財政部管財契約課へ)

職員10名一丸となって事業を進めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事業に関するお問合せ先】

新座駅北口土地区画整理事務所

TEL 048-487-8380

FAX 048-477-6251